

令和8年度脳ドック実施要領

1 目的

脳疾患の早期発見、早期予防（治療）により、教職員の健康維持、増進を図ることを目的とする。

2 実施主体 公立学校共済組合山形支部（以下「支部」とする。）

3 実施健診機関、募集枠数、検査項目及び日程

- (1) 実施健診機関及び募集枠数：「令和8年度ドック実施健診機関及び募集枠数一覧」のとおり
- (2) 検査項目：「令和8年度ドック検査項目表【脳ドック】」のとおり
- (3) 日 程：「令和8年度ドック日程表 脳ドック」のとおり

4 対象者

支部組合員資格を有し、脳ドックを希望する者で、**令和8年4月1日現在39歳以上**の希望者。ただし、令和8年4月1日現在59歳の者を優先する。**（※任意継続組合員は対象とならない。）**

なお、令和7年度に脳ドック又は脳と心のトータルケア付人間ドックを受診した者は対象とならない。

5 申込手続き

受診希望者は様式第1号「令和8年度ドック申込書」にて申込む。

所属所担当者は各所属所ごとに申込書を取りまとめのうえ、**令和8年4月24日（金）【必着】で支部あて原本を提出する。**なお、各所属所で控えを保管すること。

6 受診手続き

受診決定者は、実施健診機関から事前に送付される「受診案内」を参照のうえ、支部から発行される受診券と、自己負担金及び組合員資格が確認できるものを持参し、受診するものとする。

7 自己負担金

受診者は受診の際、**11,000円（税込）**を実施健診機関へ支払う。健診費用の残額は支部が支払う。ただし、オプション検査は全額自己負担で受診すること。

8 キャンセル・日程変更時の取扱い

キャンセル及び日程変更を希望する場合は、受診決定者が健診機関と直接交渉を行うとともに、**原則受診日の2週間前までに**、その結果を「キャンセル・変更届」にて支部まで提出する。

ただし、健診機関が東北中央病院の場合は、支部が交渉窓口になるので、支部に相談すること。

9 健診結果の報告

実施健診機関は、健診実施後速やかに健診結果を受診者本人及び支部へ送付するものとする。

なお、受診者は健診結果に再検査項目があった場合等、結果に応じて速やかに健診機関を受診すること。

10 服務上の取扱いについて

受診者の服務上の取扱いは、県及び市町村が定める「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」によるものとする。

11 個人情報の取扱いについて

事業の実施にあたっては、「公立学校共済組合個人情報保護規程」及び「公立学校共済組合山形支部で保有する個人情報の取扱いに関する細則」に基づき個人情報を取扱うものとする。

また、健診機関からの「受診案内」の送付事務及び健診の準備等の都合上、受診者の個人情報を健診機関へ提出する必要があることから、申込書の提出があった時点で、申込者は個人情報提供について同意したものとする。

なお、健診機関へ提出する個人情報は、所属、氏名（カナ）、性別、生年月日、年齢、組合員番号、住所、電話番号とする。

12 その他

- (1) ドックは原則年間一つのみ受診できる。**複数のドックを重複して受診することはできない。**
- (2) **脳ドックと婦人がん検診は重複受診が可能である。決定者には婦人がん検診の受診券を発行する。**
- (3) **ドックが選考もれとなった場合は、婦人がん検診の受診券を発行する。**

※但し(2)(3)の場合、「令和8年度婦人がん検診」の受診要件が優先されるため、乳がん検診の受診券の発行は、30歳以上かつ偶数年齢の者に限定する。